

[事案 29-14] 契約無効請求

・平成 30 年 2 月 15 日 和解成立

<事案の概要>

募集人から「3 年分かけて 2 年おけば元金割れしない」との誤説明を受けたこと等を理由として、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 2 月から 4 月にかけて契約した終身保険等計 7 件の契約について、以下の理由により契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 「3 年分かけて 2 年おけば元金割れしない」と説明を受け、契約を締結した。また、解約の際に、解約控除が差し引かれること等について説明を受けていない。
- (2) 年金生活者である自分に、年金額の倍以上の保険料（毎月約 40 万円）を支払う契約をさせたのは問題である。
- (3) 1 件の告知書と申込書は、自分が書いたものではなく、募集人に促されて親族が記入したものである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1) 申立人が申込書に署名したことは間違いがなく、募集人が不法行為を行ったとする特段の事情は認められない。
- (2) 募集人は、設計書やパンフレット等を用いて、保険の積立金額が変動することや投資リスクがあること等を説明している。
- (3) パンフレットや「ご契約のしおりー約款」に、契約した保険商品の一部が変額保険である旨が記載されており、申立人が元本割れしないと誤認する余地はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。